

第1 目的

この要綱は、広島県知事（以下「知事」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付老発第0330077老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院の開設者であり法第115条の32第2項第1号の規定に基づき、知事に対し介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の40第1項各号に掲げる事項を届け出た者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を目的とする。

第2 検査対象事業者

検査の対象となる介護サービス事業者は、指定事業所等が本県の区域に所在する介護サービス事業者とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が1の市町の区域にのみ所在するもの
- (2) 全ての指定事業所等（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が、1の地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域にのみ所在するもの
- (3) 全ての指定事業所等（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が、1の地方自治法第252条の22第1項の中核市の区域にのみ所在するもの（指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合を除く）
- (4) 指定事業所等（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が、本県の区域だけでなく他都道府県の区域にも所在しており、かつ3以上の地方厚生局の管轄区域にも所在するもの

第3 検査方針

この要綱に基づく検査は、検査対象となる介護サービス事業者に対し、当該介護サービス事業者が実施する事業の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについて、検査を通して当該介護サービス事業者が自らの整備する業務管理体制の問題点を検証・把握することにより、当該介護サービス事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう当該介護サービス事業者に対し意識付けすることによって、介護保険制度の健全かつ適正な運営を確保することを方針とする。

第4 定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般検査
業務管理体制の整備状況を確認するため、毎年度実施計画を作成し、介護サービス事業者に対し別紙1の手順により定期的に行う検査
- (2) 特別検査
介護保険法に基づく指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に、当該指定事業所等を運営する介護サービス事業者の当該事案への組織的関与の有無の確認及び業務管理体制の問題点の検証を行うため、当該介護サービス事業者に対し別紙2の手順により随時実施する検査
- (3) 指定事業所等
介護保険法上の指定を受けた指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定介護予防地域密着型サービス事業所、指定介護予防支援事業所、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、介護保険法上の開設許可を受けた介護老人保健施設及び介護医療院

第5 検査対象の選定等

- 1 一般検査については、1つの介護サービス事業者につき概ね6年に1回検査を実施できるよう、毎年度実施計画を策定し、検査対象となる介護サービス事業者を選定する。
- 2 特別検査については、指定事業所等の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した介護サービス事業者を対象に、随時実施する。

第6 都道府県又は市町村若しくは厚生環境事務所との連携

立入による一般検査及び特別検査の実施に当たっては、指定事業所等の指定等権限を有する都道府県又は市町村若しくは厚生環境事務所の指導監督部局と連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第7 検査実施通知

検査の実施に当たっては、書面により、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、立入時に速やかに告知することにより上記の通知に代えることができる。

第8 検査方法等

- 1 検査は、検査指針を踏まえ実施する。
- 2 一般検査を実施する場合は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 検査対象となる介護サービス事業者に対し、書面により業務管理体制の整備状況についての報告を求める。
 - (2) 報告内容を検証した結果、業務管理体制の整備状況の確認が必要と認められる場合には、当該介護サービス事業者の法令遵守責任者に出頭を求め、又は当該介護サービス事業者の事業者本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況を確認する。
- 3 特別検査を実施する場合の方法は、検査指針Ⅱの2(2)①に基づき、検査指針Ⅱの2(1)③に定めるところによるものとする。
- 4 立入による一般検査及び特別検査は、原則として、指定事業所等に対する実地指導又は監査と併せて、複数の職員で実施する。
- 5 一般検査の結果については、傾向・留意点・業務管理体制の整備について参考となる事例等を、以下の方法により介護サービス事業者に対し周知して、介護サービス事業者による自主的な改善を図るものとする。
 - (1) ホームページ
 - (2) 集団指導
- 6 特別検査の結果については、介護保険法第115条の33第3項に基づく厚生労働大臣等に対する業務管理体制に係る報告等の権限行使の要請及び同法第197条第2項に基づく業務管理体制確認検査実施結果の報告について（平成21年6月24日付老指発第0624001号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、書面で厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長に対し報告を行うものとする。

第9 行政上の措置等

- (1) 検査の結果、行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、書面で通知するものとする。
 - ① 勧告
法第115条の32第1項及び施行規則第140条の39の規定に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。
 - ② 命令
勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。
この場合、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。
ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。
- (2) (1)の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。
なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に書面で改善

報告を求めるものとする。

- (3) 知事は、上記(1)①の勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (4) 知事は、上記(1)②の命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
- (5) 介護サービス事業者が上記(1)②の命令に違反したときは、当該違反の内容を、書面で関係都道府県知事又は関係市町村長若しくは関係厚生環境事務所に通知するとともに、書面で厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長に報告を行うものとする。
- (6) 都道府県知事又は市町村長若しくは厚生環境事務所の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、求めのあった都道府県知事又は市町村長若しくは厚生環境事務所長に対し、書面で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する指定事業所等の指定等権者である都道府県知事又は市町村長若しくは厚生環境事務所長に対しても、書面で通知するものとする。

第10 その他留意点

- (1) 上記第4(1)の一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置(命令)に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。
ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。
- (2) 検査実施方法については、指定事業所等の指定等権限を有する都道府県又は市町村若しくは厚生環境事務所の指導監督部局と連携し命令違反に関する個別事案を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に努めるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則(施行期日)

この要綱は、平成25年3月13日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

一般検査の手順

事 項 (手 順)	内 容
1 実施計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度実施計画を作成し、当該計画を検査実施の通知を送付する概ね1ヶ月前に対象事業者へ送付することにより、対象事業者に対し介護保険法第115条の3第2項に基づき業務管理体制の整備に係る届出を行っているかどうかの確認を求め、届出を行っていない場合は速やかに届出を行わせる。
2 検査実施通知	<ul style="list-style-type: none"> ・検査対象事業者へ検査実施の通知を送付。
3 検査実施	
①報告等を求める	<ul style="list-style-type: none"> ・届出事項の内容について書面等の提出を求め確認するとともに、業務管理体制（全体）の整備・運用状況を確認。
②出頭を求め運用状況聴取 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・①で不備、不明瞭な場合、法令等遵守責任者から運用状況を聴取。状況に応じて、改善を求める（改善報告書の提出）。
	<p>（注）上記①・②については、必ずしも記載順に実施する必要はない。</p>
③指定事業所等への立入検査 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・②でも改善が見込まれない場合、立入検査実施（役職員との面談方式で運用実態を検証）。 ・事業者本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所等の指定等権者である都道府県及び市町村並びに厚生環境事務所（以下「関係都道府県等」という。）と連携し、当該事業者が運営する他の指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証。
4 検査結果の報告 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・検査終了後、速やかに検査報告書を作成し、改善勧告の内容等を検証。
5 改善勧告の実施等 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・改善勧告通知を行い、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。 ・なお、期限については、通知を行った日から起算して30日以内を標準とする（7についても同様）。
6 改善勧告に係る対応について報告聴取 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の確認（改善措置が不十分な場合は、再検討を要請）。
7 改善命令の実施等 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・（勧告に係る措置をとらなかったとき）改善命令通知を行い、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。 ・改善命令を行う場合は、行政手続法第13条第1項の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う（同条第2項に該当する場合を除く）。
8 その他留意点 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・（命令違反した場合）状況に応じて関係都道府県等と連携し指定事業所等への立入検査を実施し、実態を検証（3の③の時点で検証している場合には、この限りでない）。
9 指定取消・連座制の適用 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・命令違反した場合は、当該違反の内容を関係都道府県等に通知するとともに、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長に報告する。 ・あわせて指定事業所等の指定等取消、又は既に指定事業所等の指定等取消が行われた場合には、当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定（許可）・更新の成否に該当する旨を関係都道府県等に通知する。

※印は、該当する場合のみ。

事 項 (手 順)	内 容
1 報告の徴収等	<ul style="list-style-type: none"> 関係都道府県等の指導監督部局より指定事業所等の指定等取消処分相当事案発覚の報告を受け、連携を密にし速やかに対応。
2 立入検査実施通知	<ul style="list-style-type: none"> 検査対象事業者へ検査実施通知を送付（原則、文書で通知するものとする。なお、実効性の観点から通知していない場合は、立入時に告知）。 なお、対象事業者が介護保険法第115条の3第2項に基づき業務管理体制の整備に係る届出を行っていない場合は、速やかに届出を行わせる。
3 立入検査実施	<ul style="list-style-type: none"> 業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が業務管理体制のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証。 指定事業所等の指定等取消処分相当事案に関し事業者の組織的関与の有無を検証。 事業者本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、関係都道府県等と連携し、当該事業者が運営する他の指定事業所等への立入検査を実施。
4 検査結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> 検査終了後、速やかに検査報告書を作成し、改善勧告の内容等を検証。 なお、平成21年6月24日付老指発第0624001号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知に基づき、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長に対し検査結果の報告を行うものとする。
5 改善勧告の実施等	<ul style="list-style-type: none"> 改善勧告通知を行い、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。 なお、期限については、通知を行った日から起算して30日以内を標準とする（7についても同様）。
6 改善勧告に係る対応について報告聴取	<ul style="list-style-type: none"> 内容の確認（改善措置が不十分な場合は、再検討を要請）。
7 改善命令の実施等 ※	<ul style="list-style-type: none"> （勧告に係る措置をとらなかったとき）改善命令通知を行い、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。 改善命令を行う場合は、行政手続法第13条第1項の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う（同条第2項に該当する場合を除く）。
8 連座制の適用 ※	<ul style="list-style-type: none"> 命令違反した場合は、当該違反の内容を関係都道府県等に通知するとともに、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長に報告する。 指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への事業者への組織的関与が認められた場合には、関係都道府県等に他の指定事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨通知。 なお、組織的関与が認められなかった場合においても関係都道府県等に情報提供する。

※印は、該当する場合のみ。